

令和4年度
姫路市男女共同参画
市民企画支援事業

応募の手引き

募集期間 令和4年5月9日(月) ~ 6月22日(水)



しろまるひめ

姫路市男女共同参画推進センター

あいめっせ
I-messae

I 応募要領

(1) 市民企画支援事業とは

姫路市内において活動する市民グループ又は団体（以下「団体」という。）が行う男女共同参画社会の実現を目指す調査研究事業及び啓発事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、男女が共に役割及び責任を分かち合って暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的として実施します。また、事業の企画及び実施等を通じて、団体の企画力、実行力、プレゼンテーション力等の向上を図ります。

(2) 対象団体

対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 姫路市内を中心に活動する5人以上の団体であって、その構成員の過半数が姫路市に在住又は在勤するものであること。
- ② 男女共同参画社会の実現を目指した活動を行っている又は行おうとする団体であること。
- ③ 営利活動を目的とする団体でないこと。

(3) 対象となる事業

団体が行う男女共同参画社会の実現を目指す調査研究事業及び啓発事業で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ① 市内で実施するものであること。
- ② 特定の個人や団体のみに効果が帰属するものでないこと。
- ③ 地域住民の交流行事等でないこと。
- ④ 国、地方公共団体（本市を含む。）又はそれらの外郭団体から助成を受けるものでないこと。
- ⑤ 政治、宗教若しくは営利活動を目的とし、又は公序良俗に反する等補助対象として適当でないと思われるものでないこと。

(4) 補助金の額及び採択予定数

10万円を限度として、(5)に掲げる補助対象経費について補助します。

予算の範囲内で補助事業を決定する予定ですが、提案状況により変更する場合があります。また、申請件数に関わらず予算に満たない場合でも、事業採用しない場合がありますのでご了承ください。

(5) 補助対象経費

すべての経費について、申請団体宛ての領収書が必要です。

① 謝金等

講師・専門家等への報償・謝礼 ※団体構成員に対するものは対象外です。

② 旅費・交通費

事業実施にあたり、必要とした電車等の運賃

○公共交通機関の運賃の算定基準は最短経路によるものとします。また、近距離区間における特急料金及び指定席料金は認められません。(グリーン車等は遠距離でも不可)
○旅費が主たる経費の事業は対象外とします。(旅費は全体経費の4分の1程度までとしてください。)

③ 印刷費・消耗品費等

チラシ・ポスター等の印刷費、材料・消耗品等の購入費など

④ 通信費等

チラシ等の送付にかかる経費

⑤ 使用料・賃借料

機器類のレンタル料、イベントの会場等の使用料

⑥ 会場設営料

イベント会場等の設営を専門的知識・技術等を有する外部に依頼した際の費用など

⑦ 保険料

講座開催などにかかる傷害保険料、賃借物品にかかる賠償責任保険料

⑧ その他事業に必要であると認められる経費 (ご相談ください)

ご注意ください

補助金は、公金です。支出してしまった経費であっても、内容が適切でない支出については補助対象外となります。 疑問がある場合は支出する前にご相談ください。

(6) 審査の方法

① 一次審査

(3)の内容を満たす事業であるかどうか、男女共同参画推進センターが書類審査します。
必要に応じて事業内容のヒアリング及び追加資料の提出を求め場合があります。
一次審査終了後、すみやかに審査結果等を文書で通知します。

② 二次審査

公開の場で事業についてのプレゼンテーションを行っていただき、審査員が審査します。
希望する人は誰でも、プレゼンテーションの様子を観ることができます(会場定員を超えた場合を除きます)。企画提案団体の関係者及び発表者も、他の提案団体の提案発表を観ることができます。

発表の順番は、企画提案書の受付順とします。

プレゼンテーションは、令和4年7月6日(水)にイーグレひめじで実施する予定です。

③ 審査基準

- 男女共同参画の視点が明示されていること。
- 事業の目的及び効果が明確であること。
- 事業計画に客観性及び実効性があり、事業効果が期待できること。
- 事業に独創性があること。

(7) 事業期間及び支払い

① 事業期間

令和4年7月下旬から令和5年2月28日までの間で、事業に必要な期間

② 補助金の支払い

補助金は、事業終了後に支払います。

(8) 応募方法

① 書類提出期間

令和4年6月22日(水)午後5時まで

ただし、令和4年5月16日(月)・6月20日(月)は休館日のため、除く。

② 提出書類

- 1 企画提案書(様式第1号)
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 団体調書及び役員名簿(様式第3号)
- 4 団体目的等についての誓約書(様式第4号)
- 5 定款の写し又はこれに代わるもの
- 6 設立趣旨書又はこれに代わるもの
- 7 今年度の活動計画又はこれに代わるもの
- 8 昨年度に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの
- 9 今年度の活動予算書又はこれに代わるもの
- 10 昨年度の収支計算書又はこれに代わるもの
- 11 昨年度の資金助成及び委託実績一覧

※姫路市男女共同参画推進センター登録団体は、3から10までの書類は提出の必要はありません。

※特定非営利活動法人は、4の書類は提出の必要はありません。

様式は、姫路市公式ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

(Microsoft Word 形式)

アドレス：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000009318.html>

③ お問い合わせ・応募書類の提出先

▶ 姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階

TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805

E-mail: i-messae@city.himeji.lg.jp

(9) 情報公開

選定に関する書類等は原則公開とします。公開方法は以下のとおりとします。

- ① 提出書類のうち、様式第1号及び第2号1～4については、プレゼンテーション会場にて来場者等が閲覧できるものとします。また、その他書類を含めて男女共同参画推進センターで閲覧できるものとします。

※個人情報とは非公開としますが、団体所在地と代表者氏名は公開とします。

- ② 審査の会議は、非公開とします。
- ③ 提出した書類以外の参考書類がある場合は、プレゼンテーション会場の来場者に配布するため、その前日までに指定する部数を用意して男女共同参画推進センターに提出してください。

(10) その他

- ① 企画案の提出に必要な費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。
- ② 提案された事業すべてについて、提案団体名、事業名及び事業概要等を公表します。
- ③ 市と補助団体との協議により、企画案の一部を変更することがあります。
- ④ 事業終了後、あいめっせホームページにおいて、事業の実績報告などを公開します。

II 必要な書類とその記入方法

1 企画提案書（様式第1号）

- (1) 提案団体名
団体名等をご記入ください。
- (2) 事業名称
提案する事業の名称をご記入ください。

2 事業計画書（様式第2号）

- (1) 事業の名称
提案する事業の名称をご記入ください。（様式第1号の名称と同じ名称をご記入ください）
- (2) 提案要旨・事業の目的
提案する事業の要旨及び事業の実施目的を200字程度でお書きください。
- (3) 男女共同参画に関する視点
提案する事業の男女共同参画に関する視点をお書きください。【姫路市男女共同参画プラン2022の基本目標・基本課題】の欄には、応募手引きP11～P13から該当する基本目標・基本課題を、【この事業に関する男女共同参画の視点】の欄には、事業に関する具体的な男女共同参画の視点をお書きください。
- (4) 事業の効果等
提案する事業により、期待される効果及び事業対象者について記入してください。事業対象者は想定です。
- (5) 事業の概要
事業の内容及びその事業をどのような方法・形態でどのような人を対象に実施するのか要約して記入してください（詳しく説明するために必要な場合は、別途A4サイズ・任意形式の企画書も提出可。二次審査に用いる企画書として活用することも考慮してください）。
- (6) 事業スケジュール
事業の活動内容と活動場所を時系列で要約して記入してください。
- (7) 事業収支予算
収入や支出の科目ごとにまとめ、金額及び経費の明細（積算内訳）を記入してください。

3 団体調書及び役員名簿（様式第3号）

(1) 団体調書

① 団体名称及び設立年月

団体の名前及び団体を設立した年月をご記入ください。

② 所在地

事務所もしくは活動拠点をご記入ください。

③ 連絡先

この応募について連絡が可能な連絡先をご記入ください。

④ 代表者名

団体の最高責任者で、団体の運営に責任を持ち、その署名により当該団体が当事業の応募に関して責任を持ちうる地位のある方としてください。

⑤ 事業担当責任者

事業の実施に中心的な役割を果たし、その責任を負う方の氏名を記入してください。

⑥ 団体の財務状況

支出ベースで記入してください。

⑦ 会員数

総数及び市内の会員数を記入してください。

(2) 役員名簿

役職名、氏名、ふりがな、住所を記入してください。

4 団体目的等についての誓約書（様式第4号）

「宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと」、「特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと」、「暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと」を誓約する旨の誓約書を作成してください。（特定非営利活動法人は、提出の必要はありません。）

5 定款の写し又はこれに代わるもの

団体の組織活動の根本原則を記載した書面です。団体の目的・名称・事務所、役員の任免・社員の資格の得喪・組織の意思決定や資産の得喪に関する規定などの基本事項が記載されたものを提出するようにしてください。

6 設立趣旨書又はこれに代わるもの

団体の設立の趣旨がわかる文書をつけてください。

7 今年度の活動計画又はこれに代わるもの

令和4年度に行う事業内容に関する計画です。既存のものがある場合は、その写しで結構です。

8 昨年度に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの

令和3年度に実施した事業内容に関する報告書です。既存のものがある場合は、その写しで結構です。

9 今年度の活動予算書又はこれに代わるもの

令和4年度の活動予算書です。既存のものがある場合は、その写しで結構です。

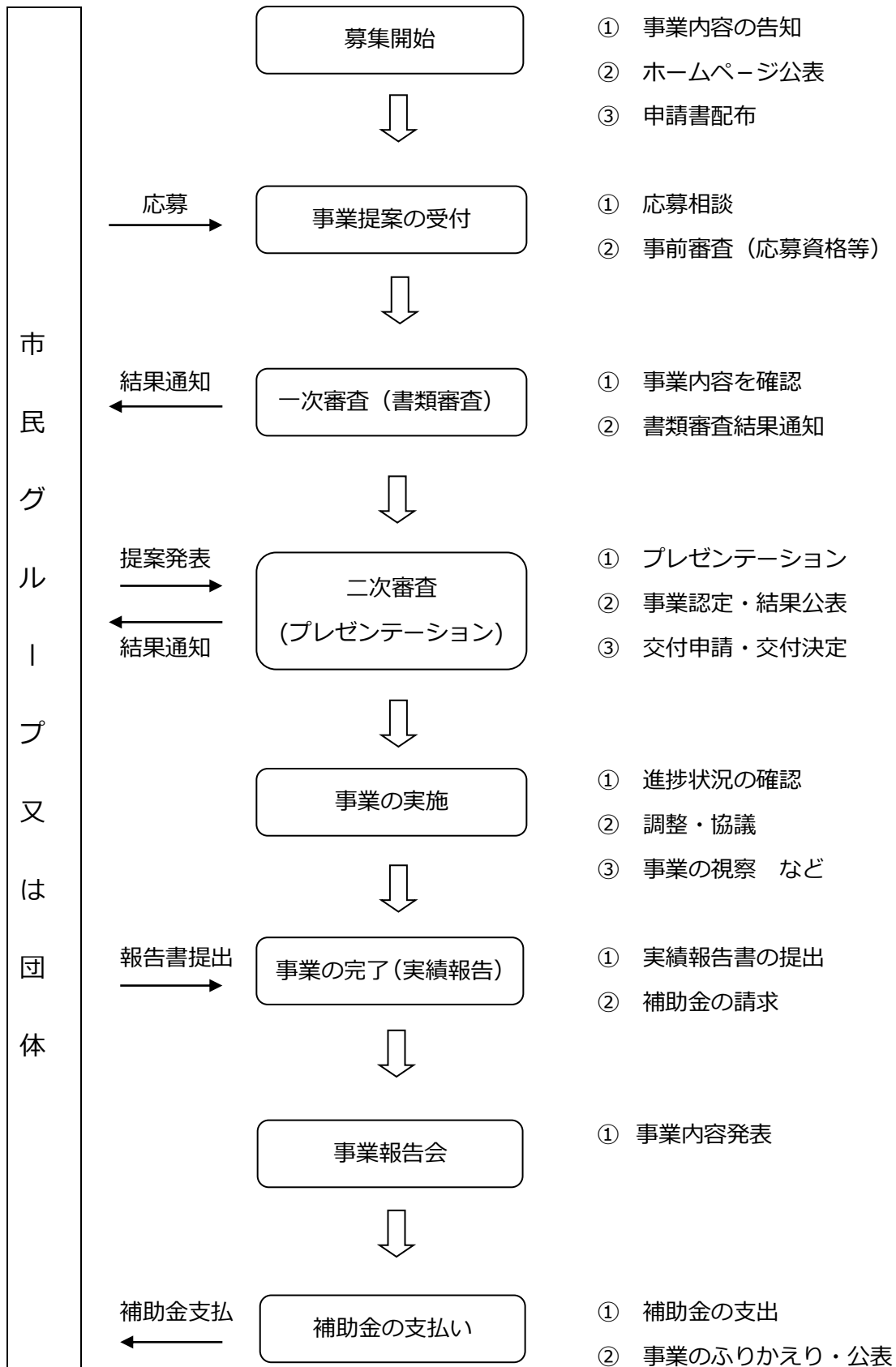
10 昨年度の収支計算書又はこれに代わるもの

令和3年度の収支計算書です。既存のものがある場合は、その写しで結構です。

11 昨年度の資金助成及び委託実績一覧

令和3年度に受けられた助成や委託事業の一覧を任意の様式で提出してください。

<市民企画支援事業の流れ>



<必要書類>

	提案時	交付申請 交付決定	計画変更	実績報告	補助金 請求	補助金 返還
要綱 様式第 1 号	○					
要綱 様式第 2 号	○		○			
要綱 様式第 3 号	○ ^{*1}					
要綱 様式第 4 号	○ ^{*1,2}					
定款の写し	○ ^{*1}					
設立趣旨書	○ ^{*1}					
活動計画書	○ ^{*1}					
事業内容に関する報告書	○ ^{*1}					
活動予算書	○ ^{*1}					
収支計算書	○ ^{*1}					
助成・委託実績一覧	○					
規則 様式第 1 号		○				
規則 様式第 2 号						
規則 様式第 3 号			○			
規則 様式第 5 号					○	
規則 様式第 6 号				○		
事業経過報告書				○		
事業収支決算書				○		
領収書、写真等				○		

※ 1 姫路市男女共同参画推進センター登録団体は、提出の必要はありません。

※ 2 特定非営利活動法人は、提出の必要はありません。

この市民企画支援事業は、姫路市の男女共同参画の推進を目的として実施します。

姫路市男女共同参画プラン

本市では男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成 13 年 3 月に姫路市男女共同参画プランを策定しました。その後、平成 25 年 3 月に姫路市男女共同参画プラン 2022（以下「プラン 2022」という。）を策定し、プラン 2022 の計画的な推進を図るため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で計画期間とする前期実施計画を策定しました。

その後、前期実施計画の計画期間満了に伴い、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で計画期間とする後期実施計画の策定にあわせ、プラン 2022 を改訂し、姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版（以下「プラン 2022 改訂版」という。）を策定しました。

プラン 2022 改訂版は、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層積極的に展開するために制定した、姫路市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月施行）の理念を具現化し、本市における男女共同参画の推進に関する基本方針と具体的事業等を示すものとして策定したものです。

施策の体系

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

Ⅰ 人権尊重をめざす
市民意識の育成

1 女性の人権・自己決定権の確立

- (1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進
- (2) 女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取組

2 男女の自律・自立意識の促進

- (1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- (2) 女性の能力育成・開発(エンパワメント)に向けた啓発の推進
- (3) 固定的な性別役割分担意識の払拭

3 「人権文化」の定着

- (1) 「人権文化」創造への参画促進
- (2) 人権を尊重した表現の定着
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究
- (4) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

4 あらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- (4) 児童虐待の防止と対策の強化
- (5) 高齢者への虐待防止
- (6) 障害者への虐待防止

Ⅱ 男女共同参画を推進する
教育・学習の充実

1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- (1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実
- (2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進
- (3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進
- (4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実
- (2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備
- (3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成
- (4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

Ⅲ 政策方針決定過程への女性の参画促進

1 あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

- (1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発
- (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
- (4) 審議会等における女性の積極的登用
- (5) 行政機関への女性職員の登用促進

2 地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- (2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
- (4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進

3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

Ⅳ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1 労働の場における男女平等の徹底

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化

2 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいそいそと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

Ⅴ 生涯を通じた心身の健康づくり

1 「性と人権」についての意識啓発

- (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立
- (3) 様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供

2 女性の健康の保持・増進への支援

- (1) 母子保健対策の充実
- (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実

3 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
- (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

Ⅵ 少子・高齢社会における福祉の充実

1 人にやさしいまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

2 介護の社会化のための環境整備

- (1) 地域ぐるみの介護支援
- (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
- (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上

3 総合的な子育て環境づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

Ⅳ
推進体制の整備

1 庁内推進体制の強化

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの運用
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり

2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

3 市民・企業・団体等との連携

- (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化
- (2) 男女共同参画審議会の運営
- (3) 国・兵庫県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり
- (5) 市民の申出への対応